

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 東京都
（氏名） A

上記被審人に対する平成28年度（判）第11号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官高橋良徳、審判官城處琢也、同君島直之から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金562万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成28年10月11日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第17号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成28年8月8日

金融庁長官 森 信 親

(別紙1)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実
法第178条第1項第17号に該当

(1) 被審人は、株式会社ユークリッドキャピタルの役員であるが、遅くとも平成27年4月13日までに、コンピュータ及び周辺機器の開発、製造及び販売等を目的とし、その発行する株式が東京証券取引所市場第二部に上場されている株式会社ピクセラ（以下「ピクセラ」という。）とのフィナンシャルアドバイザー契約締結の交渉に関し知った、ピクセラの業務執行を決定する機関が、ピクセラの発行する新株及び新株予約権を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨のピクセラの業務等に関する重要事実について、遅くとも、同年5月上旬頃、東京都内又はその周辺において、電話又はメールで、Bに対し、上記重要事実の公表がされたこととなる前にピクセラ株式の買付けをさせることにより同人に利益を得させる目的をもって、伝達したものである。

Bは、上記重要事実の公表がされた同年7月17日より前の同年5月7日及び同月18日、C証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）において、自己の計算において、ピクセラ株式合計2万株を買付価額合計207万円で買い付けたものである。

(2) 被審人は、上記重要事実について、遅くとも同年5月上旬までに、東京都内又はその周辺において、電話又はメールで、Dに対し、上記重要事実の公表がされたこととなる前にピクセラ株式の買付けをさせることにより同人に利益を得させる目的をもって、伝達したものである。

Dは、上記事実の公表がされた同年7月17日より前の同年5月15日から同年7月16日までの間、C証券株式会社を介し、東証において、自己の計算において、ピクセラ株式合計7万1100株を買付価額合計735万200円で買い付けたものである。

(別紙2)

2 法令の適用

法第175条の2第1項第3号、第3項第2号、第167条の2第1項、第166条第1項第4号、第2項第1号イ、第176条第2項

3 課徴金の計算の基礎

別紙1に掲げる事実につき

(1) 違反事実(1)に係る課徴金の額

法第175条の2第1項第3号の規定により

- ① 当該違反行為により当該情報受領者が行った当該買付けによって得た利得相当額に2分の1を乗じて得た額。

利得相当額とは、同条第3項第2号の規定により、情報受領者が特定有価証券等の買付けをした場合、当該特定有価証券等の買付けについて業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も高い価格に当該特定有価証券等の買付けの数量を乗じて得た額から当該特定有価証券等の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

$$\{(227 \text{ 円} \times 20,000 \text{ 株}) - (101 \text{ 円} \times 10,000 \text{ 株} + 106 \text{ 円} \times 10,000 \text{ 株})\} \times 1/2 \\ = 1,235,000 \text{ 円}$$

- ② 法第176条第2項の規定により、上記①で計算した額の1万円未満の端数を切り捨て、1,230,000円。

(2) 違反事実(2)に係る課徴金額

法第175条の2第1項第3号の規定により

- ① 当該違反行為により当該情報受領者が行った当該買付けによって得た利得相当額に2分の1を乗じて得た額。

利得相当額とは、同条第3項第2号の規定により、情報受領者が特定有価証券等の買付けをした場合、当該特定有価証券等の買付けについて業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も高い価格に当該特定有価証券等の買付けの数量を乗じて得た額から当該特定有価証券等の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

$$\{(227 \text{ 円} \times 71,100 \text{ 株}) - (96 \text{ 円} \times 1,100 \text{ 株} + 97 \text{ 円} \times 10,700 \text{ 株} \\ + 98 \text{ 円} \times 6,300 \text{ 株} + 99 \text{ 円} \times 1,500 \text{ 株} + 100 \text{ 円} \times 3,600 \text{ 株} + 101 \text{ 円} \times 3,900 \text{ 株} \\ + 103 \text{ 円} \times 5,000 \text{ 株} + 104 \text{ 円} \times 5,500 \text{ 株} + 105 \text{ 円} \times 12,800 \text{ 株} \\ + 106 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株} + 107 \text{ 円} \times 6,700 \text{ 株} + 110 \text{ 円} \times 5,000 \text{ 株})\} \times 1/2$$

$$\begin{aligned} & +111 \text{ 円} \times 7,000 \text{ 株}) \} \times 1/2 \\ & = 4,394,750 \text{ 円} \end{aligned}$$

- ② 法第176条第2項の規定により、上記①で計算した額の1万円未満の端数を切り捨て、4,390,000円。
- (3) 上記(1)及び(2)により算定した額の合計
1,230,000円 + 4,390,000円 = 5,620,000円
となる。